

確定申告は3月16日(月)までに!

WEB 1001986

令和7年分の所得税の確定申告と納付期限は、3月16日(月)です。

期限内に正しい申告と納税がされないと本来納めるべき税金のほかに無申告加算税や延滞税を納めていただく場合がありますので、まだ申告がお済みでない方は、市役所または津島税務署の相談会場(津島市文化会館)でお早めをお願いします。

また、国税庁ウェブサイトの「確定申告書作成コーナー」を利用すると簡単に申告書を作成することができますので、ご利用ください。



市役所申告会会場(市役所2階D会議室)

市役所で申告書の作成を実施しています。

臨時連絡車両、申告に必要なもの、受付可能な申告内容に関しては広報2月号をご覧ください。

市役所で受け付けできない申告については、9ページにある津島税務署の相談会場(津島市文化会館)へお出かけください。

申告内容 市民税・県民税、所得税(一部受け付けできない申告内容有り)

期 間 2月16日(月)～3月16日(月)(土・日曜・祝日を除く)

受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

予約方法 ①または②の方法で予約してください。

①市公式ウェブサイトのオンラインサービス内にある「確定申告予約サイト」から

②申告会会場窓口・各公民館、体育館及び人権ふれあいセンター内のパソコンから

※電話での予約受付は行いません。

※予約なしでの来訪は可能ですが、予約の方優先となり、お時間をいただきます。

予約期間 2月4日(水)～3月15日(日)
(予約締切は相談希望日の前日まで)

その他 国税庁のウェブサイト等から申告書を作成された方など、ご自身で申告書を作成された方は、封筒に入れ、住所・氏名を記入したうえで、会場内の申告書投函箱に投函していただくか、直接、津島税務署へ郵送してください。

各施設の休館日について

甚目寺・七宝公民館及び体育館…月曜休み

美和公民館…木曜休み

人権ふれあいセンター…日曜・祝日休み

津島税務署の相談会場(津島市文化会館)

申告内容 給与所得者の還付申告、所得税の申告、譲渡所得、贈与税の申告、個人事業者の消費税の申告

期 間 2月16日(月)～3月16日(月)(土・日曜・祝日を除く)
ただし、3月1日(日)に限り開設いたします。

受付時間 午前9時～午後5時

持 ち 物 関係書類、マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード
※通知カードの場合は、身分証明書が必要

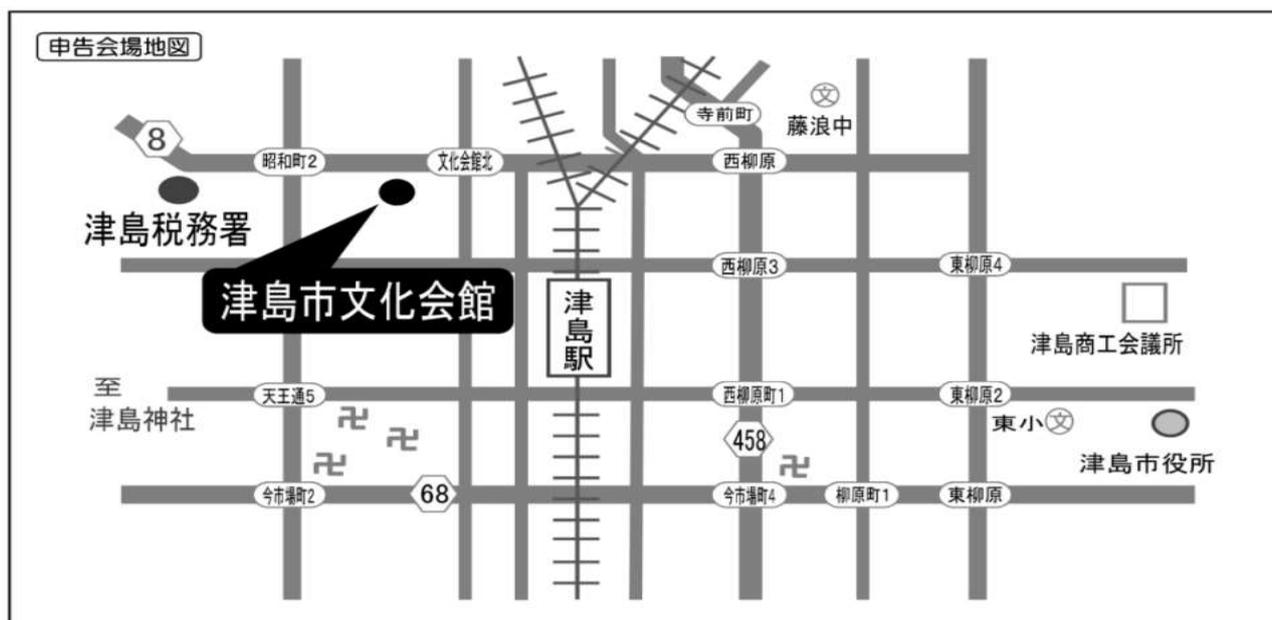
入場整理券をお忘れなく

「入場整理券」は、会場での当日配布、または、LINEアプリを使ったオンラインでの事前発行の2通りで配付されます。また、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。



国税庁LINE
公式アカウント

相談会場(津島市文化会館)



申告書の郵送先・問合せ先

所得税・贈与税

津島税務署
〒496-8720
津島市良王町2-31-1
☎0567・26・2161

市県民税

市役所税務課
〒497-8602
あま市七宝町沖之島深坪1番地
☎444・0509

個人事業税

西尾張県税事務所
〒491-8506
一宮市新生2-21-12
☎0586・45・3279